

議案第50号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(146) 略

(147) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理することとされている高圧ガス保安法第44条第1項の規定に基づく容器検査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 略	略
2 <u>繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器</u> (1に掲げるものを除く。) (1)～(5) 略	
3・4 略	

(148) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理することとされている高圧ガス保安法第49条第1項の規定に基

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(146) 略

(147) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理することとされている高圧ガス保安法第44条第1項の規定に基づく容器検査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 略	略
2 <u>繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器</u> (1に掲げるものを除く。) (1)～(5) 略	
3・4 略	

(148) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理することとされている高圧ガス保安法第49条第1項の規定に基

づく容器再検査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 略	略
2 繊維強化プラスチック複合容器、 <u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器</u> （1に掲げるものを除く。） （1）～（5） 略	
3・4 略	

(149)～(222) 略

(223) 略

(224) 家畜伝染病予防法第6条第1項の規定に基づく豚熱の発生を予防するために行う家畜に対する注射 1件につき200円

(225)～(315の4) 略

(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建

づく容器再検査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 略	略
2 繊維強化プラスチック複合容器又は <u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器</u> （1に掲げるものを除く。） （1）～（5） 略	
3・4 略	

(149)～(222) 略

(223) 削除

(224) 略

(225)～(315の4) 略

(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建

築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)

ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる部分を全て有する建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画 次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額

(ア) 略

(イ) 共同住宅の共用部分 次の表の左欄に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 (共用部分の性能を低炭素化促進法第54条第1項第1号の基準への適合性の判定に用いない場合にあつては、0円)

略

(ウ) 略

イ 略

ウ 住宅(共用部分のあるものを除く。)に係る低炭素建築物新築等計画 アの(ア)に定める額

築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)

ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる部分を全て有する建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画 次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額

(ア) 略

(イ) 共同住宅の共用部分 次の表の左欄に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

略

(ウ) 略

イ 略

ウ 住宅(共用部分を除く。)に係る低炭素建築物新築等計画 アの(ア)に定める額

エ 略

(315の6)～(315の8) 略

(315の9) 建築物省エネ法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合す	適合証の添付がある場合

エ 略

(315の6)～(315の8) 略

(315の9) 建築物省エネ法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合す	適合証の添付がある場合

	ることを証する書類として知事が定めるもの（以下この号において「適合証」という。）の添付がない場合
1 略 2 一戸建ての住宅以外の住宅（共用部分の性能を建築物省エネ法第30条第1項第1号の基準への適合性の判定に用いない場合にあつては、共用部分を除く。） (1)～(4) 略	略

(イ) 略

イ・ウ 略

(315の10) 略

(315の11) 建築物省エネ法第36条第2項の規定に基づく建築物

	ることを証する書類として知事が定めるもの（以下この号において「適合証」という。）の添付がない場合
1 略 2 一戸建ての住宅以外の住宅（共用部分を含む。） (1)～(4) 略	略

(イ) 略

イ・ウ 略

(315の10) 略

(315の11) 建築物省エネ法第36条第2項の規定に基づく建築物

エネルギー消費性能基準に適合していることの認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係るもの 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの(以下この号において「適合証」という。)の添付がない場合	適合証の添付がある場合

エネルギー消費性能基準に適合していることの認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係るもの 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの(以下この号において「適合証」という。)の添付がない場合	適合証の添付がある場合

1 略	略
2 一戸建ての住宅以外の住宅（ <u>共用部分の性能を建築物エネルギー消費性能基準への適合性の判定に用いない場合</u> にあつては、 <u>共用部分を除く。</u> ） (1)～(4) 略	

(イ) 略

イ・ウ 略

(316)～(328) 略

2 略

1 略	略
2 一戸建ての住宅以外の住宅（ <u>共用部分を含む。</u> ） (1)～(4) 略	

(イ) 略

イ・ウ 略

(316)～(328) 略

2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第147号及び第148号の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(調整規定)

2 この条例の施行の日が家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和2年法律第2号）の施行の前日である場合には、同法の施行の日の

前日までの間における改正後の鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第224号の規定の適用については、同号中「豚熱」とあるのは、「豚コレラ」とする。